

障がい者医療費助成

障がいを持っている方が医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象

- ・身体障害者手帳1～4級の方
- ・療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方(通院分のみ対象)

持ち物

- ・助成を受ける方の保険証・印鑑・通帳(カード不可)

その他

- ・保険診療以外の負担金は対象になりません。又、所得制限があります。
- ・対象者が未就学児の場合は、県内の医療機関等に限り、医療費の窓口負担が無料になります。

問い合わせ▶健康ほけん課 ☎ 82-3785

三重おもいやり駐車場利用証制度

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは、障がい者や妊産婦、けが人等で歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

対象

- ・身体障害者手帳所有者(障がい名や障がい等級によっては該当しない場合があります。)
又はその保護者
- ・療育手帳A1、A2所有者、又はその保護者
- ・上記以外にも歩行困難者で駐車場の利用に配慮が必要な方(各種証明必要)
- ・母子健康手帳が交付された方
- ・お子さんが1歳6か月までの方

申請

- ・町民福祉課、宮川総合支所、各出張所で、申請用紙に必要事項を記入してください。
区分等の確認のため手帳等をご持参ください。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎ 82-3783

